

ホームタウン奨学金事業（官民連携奨学ローン返済支援）補助金 交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、ホームタウン奨学金事業（官民連携奨学ローン返済支援）補助金（以下「補助金」という。）の交付について、敦賀市補助金等交付規則（昭和57年敦賀市規則第5号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、市民の高等教育機関への進学に係る経費を補助し、敦賀で育った子供たちの定住を促進することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 奨学ローン 特定金融機関が、市民に、その本人又は三親等以内の親族の教育資金に充てるために貸し付ける金銭をいう。
- (2) 高等教育機関 大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校をいう。
- (3) 奨学ローン対象者 高等教育機関に進学し、奨学ローンを借り入れる原因となった者をいう。
- (4) 特定金融機関 次の全てを満たす預貯金取扱金融機関をいう。
 - ア 市内に資金の貸付を行う店舗を有すること。
 - イ 本市と本補助金の実施に関する覚書を締結していること。
 - ウ 人口減少対策として市民に対して特別な支援措置を講じていること。

（補助対象）

第4条 補助の対象は、補助対象者が特定金融機関から借り入れた奨学ローンの残債額とする。

（補助対象者）

第5条 補助の対象となる者は、特定金融機関から奨学ローンの借り入れを行った者であって、次の各号を全て満たす者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 奨学ローンの借入時及び補助金の申請時において本市に住所を有する者であること。
 - (2) 奨学ローン対象者が高等教育機関に進学する前に本市に住所を有するものであること。
 - (3) 奨学ローン対象者が高等教育機関を卒業後、第7条第1項に掲げる期間継続して本市に住所を有し、かつ正規雇用（雇用期間の定めがなく、かつ、当該事業所等の所定労働時間と同じ時間を勤務するものをいう。）として就業している者又は本市で起業等している者であること。
 - (4) 奨学ローン対象者が令和6年4月1日以降に高等教育機関に入学した者であること。
 - (5) 奨学ローン対象者が補助金の初回申請年度の末日において満29歳以下であること。
 - (6) 奨学ローン対象者が敦賀市奨学育英資金貸付制度を利用していないこと。
 - (7) 特定金融機関に補助金の請求及び受領に係る権限を委任し、かつ当該奨学ローンの返済の期限の利益を放棄することに同意する者
 - (8) 補助金を奨学ローンの残債額の返済に充てることに同意する者
 - (9) 敦賀市及び特定金融機関が、補助金に関する事務の遂行のため、補助対象者や奨学ローンの元金残額等の情報を相互利用することに同意する者
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付

しない。

- (1) 同一会計年度において、同一の補助対象に対して、既に当該補助金の交付決定を受けている者
- (2) 同一の補助対象に対して、本市、国又は他の地方公共団体等による同様の補助制度を利用している者
- (3) 暴力団等の公序良俗に反する活動を行う者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 奨学ローンの債権が、特定金融機関以外の第三者に移管された者
- (6) 奨学ローンの元利返済が滞っている者
- (7) その他、市長が不相当と認める者

(補助金の額及び交付期間)

第6条 各申請年度における補助金の額は、補助対象者の各申請年度の奨学ローンの2月末における残債額又は100万円のいずれか少ない額を上限額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、同一の奨学ローンにおいて、前条の要件を満たす複数の奨学ローン対象者がいる場合は、補助対象者の各申請年度の奨学ローンの2月末における残債額又は100万円に当該奨学ローン対象者の人数を乗じた額のいずれか少ない額を上限とする。

2 補助金の交付期間は、補助金の初回申請年度から連続する3年度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる申請区分に応じ、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を毎年度11月1日から11月30日の期間に、市長に提出しなければならない。

- (1) 初回申請 第5条第1項第3号に掲げる要件（以下「居住等要件」という。）を3カ月以上継続して満たしたとき。
 - (2) 2年度目の申請 居住等要件を15カ月以上継続して満たしたとき
 - (3) 3年度目の申請 居住等要件を27カ月以上継続して満たしたとき
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第3号に定める書類については、前項第1号の初回申請時のみ添付するものとする。
- (1) 補助対象者及び奨学ローン対象者が借入時及び申請時に市内に住所を有することを証明する書類
 - (2) 奨学ローン対象者の就労を証明する書類（様式第2号）
 - (3) 奨学ローン対象者が高等教育機関を卒業したことを証明する書類
 - (4) 補助対象者及び奨学ローン対象者の直近3カ月以内に取得した市税納税証明書（市税に滞納がない旨の証明書）
 - (5) 補助金代理受領等承諾申請書（様式第3号）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 特定金融機関は、本補助金に関する事務の遂行のため、敦賀市の求めに応じて、ホームタウン奨学金（官民連携奨学ローン返済支援）補助金補助対象者元金残高等一覧（様式第4号）により情報提供を行うものとする。
- 4 第2項第5号に定める代理受領等承諾申請書により、補助対象者から補助金の請求及び受領に係る権限を特定金融機関が受任した場合、当該特定金融機関が補助金を代理受領することについて、市は承諾したものとする。

(補助金の交付決定兼確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、

補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定兼確定通知書（様式第5号）を補助金の代理受領を行う特定金融機関（以下「代理受領者」という。）に通知する。ただし、不交付の決定を行う場合は、補助対象者に書面により通知を行うものとする。

- 2 市長は、前項の通知後、奨学ローンの繰上償還その他の事情の変更等が生じたときと認められた場合、既に執行した部分を除き、交付決定の内容等を変更することができる。

（補助金の交付）

第9条 代理受領者は、前条第1項の通知があった場合、市長に交付請求書（様式第6号）を提出し、補助対象者への補助金を代理受領しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により適正な交付請求を受けたときは、30日以内に補助金を代理受領者へ交付するものとする。
- 3 代理受領者は、前項の規定により交付を受けた補助金を、補助対象者の奨学ローン元金残債額の返済に充てなければならない。
- 4 代理受領者は、前項に定める手続きが完了したときは、ホームタウン奨学金（官民連携奨学ローン返済支援）補助金補助対象者元金残高等一覧（様式第4号）により市長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助対象者及び奨学ローン対象者（以下「補助対象者等」という。）が、法令、本要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反したとき。
 - (2) 補助対象者等が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助対象者等が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
 - (4) 交付の決定後に事情の変更が生じたとき。
 - (5) 補助対象者等が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。
- 2 市長は、事情の変更が生じた場合、交付決定又はこれに付した条件を変更することができる。
 - 3 市長は、前2項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取消したときは、補助金取消通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助対象者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助対象者又は代理受領者にその返還を命ずるものとする。

- 2 前項の返還を命ずるときは、補助金返還通知書（様式第7号）により補助対象者又は代理受領者に通知するものとする。

（補助事業の状況調査）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者又は代理受領者から補助事業の遂行の状況に関し報告を求め、又は関係職員に調査をさせることができる。

（補助事業の経理等）

第13条 補助対象者及び代理受領者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならぬ

い。

- 2 補助対象者及び代理受領者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第14条 補助対象者等は、別紙に記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。なお、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとみなす。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月22日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当方は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 補助対象者等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 補助対象者等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 補助対象者等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 補助対象者等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。